

市立（減免）

区 分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	年額60,000円を 限度とする	60,000円を 限度とする	60,000円を限度 とする
市民税非課税世帯	年額20,000円を 限度とする	50,000円を 限度とする	60,000円を限度 とする
市民税所得割非課税世帯			

私立：県知事認可（補助）

区 分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	年額226,200円を 限度とする	266,000円を 限度とする	305,000円を 限度とする
市民税非課税世帯	年額196,200円を 限度とする	251,000円を 限度とする	305,000円を 限度とする
市民税所得割非課税世帯			
市民税所得割課税額が 77,100円以下の世帯（※）	年額112,200円を 限度とする	209,000円を 限度とする	305,000円を 限度とする
市民税所得割課税額が 211,200円以下の世帯（※）	年額49,800円を 限度とする	178,000円を 限度とする	305,000円を 限度とする

※表内の課税額は子の扶養人数（16歳未満）が2人の場合におけるものです。子の扶養人数に応じて、市民税所得割課税額の変動があります。
市民税所得割課税額の変動についての詳細は、市ホームページに掲載予定です。

問い合わせ 学務課

☎876-1234（内線6512）

幼稚園の入園料・保育料を補助します

※保育所の保育料は対象外です

本市では幼稚園教育の振興のため、市立・私立（県知事認可）幼稚園の入園料・保育料を減免および補助する制度を設けています。3・4・5歳児を幼稚園に通園させている保護者の所得に応じて、表のとおり減免および補助をします。手続は6月上旬からの予定です。詳しくは、各幼稚園を通してお知らせします。

男女共同参画週間

6月23日(日)～29日(土)

問い合わせ

浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンター

☎874-5711

男女共同参画社会とは
男性と女性が、職場や学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会です。
6月23日～29日は男女共同参画週間です。浦添市では、その週間に合わせて男女共同参画を理解するためのイベントを開催します。私たちの周りの男女のパートナーシップについて、この機会に一緒に考えてみませんか。

男女共同参画週間行事
■パネル展
期間 6月24日(月)～28日(金)
場所 市役所1階市民ホール
内容
①男女共同参画週間に関する資料
②「情報ボランティア養成講座」受講生による「男女共同参画」パネル
③浦添市女性団体連絡協議会紹介パネル

■行政相談
女性だから、男だからということに困っていることはありませんか？
日時 6月27日(木) 午後1時～4時
場所 市役所1階市民相談室
担当 山川 重子 氏
(男女共同参画担当委員)

ひと
男女にやさしい「さんかくセミナー」開催中！
ハーモニーセンターでは、「男女共同参画ってなんねえ？」「言葉自体が難しく理解しにくい」などの利用者

《浦添市男女共同参画シンボルマーク募集！》

男女共同参画推進の取組をよりPRしていくため、浦添市では、「男女共同参画推進のシンボルマーク」と「女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマーク」を広く市民から募集します。是非ご応募ください！

部門：

①浦添市男女共同参画推進シンボルマーク部門

テーマ：あなたとわたしのチャンスは平等 ひと
同じ社会の女男だから男女が認め合い生きる社会

②浦添市女性に対する暴力をなくす運動シンボルマーク部門

テーマ：DV・ストーカー・セクハラ・性犯罪等をなくし、女性も男性も安心して住める社会をめざして

応募資格：市内に在住・在勤・在学している方

募集期間：平成25年6月20日(木)～9月20日(金)

発表：平成25年11月(広報うらそえ・庁舎1階パネル展展示)

表彰：各部門とも最優秀賞1点 ※副賞あり

作品サイズ等：作品は15cm×15cm以内。紙で提出する場合は、A4サイズの白色用紙を縦長で使用。電子データの場合はJPEGまたはPDF、容量は1MG以内。色は自由ですが、拡大、縮小、単色（主に黒）で使用することを考慮すること。詳しい応募条件は、ハーモニーセンターまでお問い合わせください。

の市にお答えして、今年度から月に一度、セミナーを開催しています。セミナーでは、ジャーナリスト、女性史研究家、医師、被害者支援ファシリテーター等、様々な分野から専門家をお招きして、男女共同参画について分かりやすくお話しします。現代社会における身近なことを題材に、教養・知識を身に付け、個人、地域、社会の問題を解決する方法を学ぶことができます。この機会に是非ご参加ください。詳細は、毎月の広報うらそえと市のホームページ等へ掲載しています。

6月は「男女雇用機会均等月間」
厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について理解を深める機会としています。法制上は男女の均等な機会および待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつありますが、依然として男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっています。性別に関わらずその能力を伸長・発揮できる環境整備を進めることが重要です。

台風時のごみの収集について

台風時にゴミを出すのは危険です！

できるだけ次の収集日に出すようご協力をお願いします。

〈暴風雨時におけるごみの収集業務は次のとおりとなります〉

- ① 朝8時の時点でバスが運行停止している場合は、その日のごみ収集は中止します。
- ② ①の場合にバスが午後3時までに運行を開始したらごみ収集を開始します。
- ③ ごみ収集を開始した後、バスが運行停止した場合は、運行停止時刻をもってごみ収集を中止します。※ごみ収集が中止のときは、次の収集日に出してください。

台風後のごみ出しの注意点

- ① 台風で散乱したごみは近隣住人と協力し、分別して指定の収集日に出してください。
- ② 草木類は資源ごみです。透明のビニール袋で出してください。燃えるごみの袋に入れると回収されません。
- ③ 台風で倒れた木などは、土地の所有者や管理者が片付ける義務があります。道路に木などが倒れている場合は、市道なら浦添市道路課、県道なら中部土木事務所、国道なら南部国道事務所へ連絡をしてください。空き地やアパートの木などが倒れている場合は地主・家主・施設の管理者等に連絡をしてください。

・道路課 ☎876-1234（内線4566） ・県中部土木事務所 ☎894-6512
・環境保全課 ☎876-1234（内線3212） ・南部国道事務所 ☎861-2336

※ごみ出しは収集車のオルゴールが聞こえたときではなく「収集日の朝8時」までに出してください。

問い合わせ 環境保全課 ☎876-1234（内線3212）